

道教組

2020年3月12日発行

DOKYOSO NEWS VOL.568

教職員とその家族を守る
全教自動車保険

5つの特徴

- ①無事故割引を引き継ぎます
- ②団体扱い割引を10%に拡大
- ③家族の車もまとめるとさらに割引
- ④退職者もメリット引き継ぎで安心
- ⑤申し込んだその日から安心

有限会社 川上企画

(道教組指定代理店)

札幌市中央区大通西12丁目4-78

TEL:0120-222-789 FAX:011-218-2472

全道一斉の臨時休校 道と道教委へ緊急要請書 休校に伴う対応を求める

1週間の臨時休校に対し、
教育長宛に緊急要請書を提出

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、鈴木直道知事は2月26日、道内の全小中学校を3月4日までの1週間、臨時休校とするよう各市町村教委に要請しました。

急な要請であり、学校や子ども、保護者に多大な影響を生じさせるものであり、道教組は道高教組とともに、道教委に対し、翌27日に緊急要請書を提出しました。

春休みまでの休校延長を受け、
改めて緊急要請書を提出

安倍晋三首相の小中高休校要請を踏まえ、鈴木直道知事が春休みまでの臨時休校延長、高校の臨時休校を表明したことに對し、2月28日、道高教組など諸団体とともに、緊急要請書を道知事と教育長宛に提出しました。

鈴木直道知事は「1週間が保護者の方々に協力いただける一つの単位と考えた」と休校期間について説明していましたが、たった1夜で覆したことに、

何らの明確な説明も、困難な状況となる保護者や子どもたちへの具体的な支援策の提示もありません。

道教組は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、何よりも児童生徒のいのちと健康を守る対応を優先し、ありとあらゆる対策を講じることが必要であると考えています。この緊急要請書も、休校を含めた対策を講じること自体に異議を申し立てるものではありません。道教委として、各地に広がる不安や戸惑いの声に耳をかたむけ、必要な対策がとられるよう要請するものです。



知事宛(右)と
教育長宛(上)に
緊急要請書を提出

27日提出の緊急要請書

1 児童生徒の感染予防について
何よりも児童生徒のいのちと健康を守る対応を優先し、全庁あげて、ありとあらゆる対策を講じること。

2 感染防止対策の条件整備について

感染防止対策に必要な、マスクや殺菌アルコール、手袋など衛生資材が不足しており、学校独自で調達することが難しくなっている。道教委の責任において資材を確保し、各学校にゆきどくようにすること。

3 防疫体制の周知について

学校では、新型コロナウイルスに感染し、登校時間中に様態が急変する児童生徒に対応する可能性も十分にあることから、対応する教職員には感染予防の知識・技能が求められている。早急に新型コロナウイルスの防疫方法や事後の消毒作業のマニュアル等を整備し、学校現場に周知すること。

4 休校措置に関わる時数確保について

休校措置等により標準時数を下回ったとしても、無理な時数確保を押しつけないこと。

5 休校措置に関わる教職員の勤務について

休校措置の期間中は、感染拡大防止の観点から、教職員の勤務についても実態に合わせ柔軟に判断するよう通知し、教職員の感染防止についても最大限の配慮をすること。

6 教職員の家族状況に応じた勤務の扱いについて

教職員が養育する幼児児童生徒が通う保育園・学校等が休園・休校となった場合、

教職員の特別休暇や在宅勤務を認め、安心して養育できる体制を整えること。

7 家族に感染者が出た場合・濃厚接触者となつた場合の勤務について

家族に感染者が出た場合、また、濃厚接触者として特定された場合等の勤務の取扱いについては、年休等の取得を強制せず、特別休暇や在宅勤務等の扱いとすること。

8 臨時・非常勤職員の勤務について

臨時休校に伴い、日額制の臨時・非常勤職員の賃金に不利益がないよう取り扱うこと。

28日提出の緊急要請書

1. 国の要請を鵜呑みにするのではなく、道・道教委として、科学的根拠に基づくことはもちろん、学校現場や地域の実態、児童生徒や保護者などへの様々な影響を勘案し、適切に判断を行うこと。

2. コロナウイルス感染状況や防止対策などについて迅速かつ丁寧に情報開示を行い、道民の不安を取り除く手立てを講じること。

3. 休校期間中の保護者に対し、休業や託児などの対策に道独自の予算をつけて補償するとともに、企業に対して柔軟な勤務対応を行うよう要請すること。

4. 休校期間中の児童生徒に対し、必要なケアを行うよう、具体的な対策を講じること。

5. 卒業式など年度末の様々な対応について、市町村教委や各学校の主体性を尊重し、道教委の判断を強制しないことを明確に示すこと。

コロナウイルス問題の労働相談

一斉休校に伴い、非常勤職員の

勤務について切実な相談が相次ぐ

コロナ問題の労働相談を実施し、多くの切実な相談がよせられる

新型コロナウイルスの感染拡大による影響が長期かつ多岐にわたる中、広範な労働者への情報提供（労働法や制度面等）、とりわけ、自らも保護者でありながら「休みたくても休めない」などの問題・負担が集中している学校、保育園、医療機関の方の相談に「ワンストップ」で対応する労働相談が3月5日から9日まで実施され、道教組も参加しました。

相談には、「子どもたちの面倒をみなければいけないので休んでいる。収入は補償してもらえないのか（パート）」「イベントがすべて中止になった。収入がゼロ。先も見通せない。どうればいいのか（フリーランス）」「業務が激減しているのの仕事に来なくていいと言われた。給料はもらえないのか」など、切実な相談が寄せられました。



学校の非常勤職員の勤務についても、多くの相談がよせられる

労働相談には、学校の教職員や非常勤職員の勤務についても多くの相談がよせられました。道教組ツイッターを見たという方から、災害事故休暇についての問い合わせもありました。

臨時・非常勤職員の方からも相談がよせられました。

「臨時休校になり、『生徒が登校しないので休んでください』『パートなので保障もない』と言われた」

「学校に来なくてよい」と言われ休業になった。生活に困るが、どうすればいいか」

道教組には、この労働相談のほかに非常勤職員の方からの相談が相次いでいます。日額制で給与が支払われる臨時・非常勤職員の方にとって、休校で勤務がなくなることは切実な問題です。

組合の求めにより、非常勤職員の勤務を大きく改善

2月27日に道教委に要望書を出して以来、道教組は道教委に対し不利益が

生じないよう早急な対応を求め続けてきました。その結果、道教委は休校中も勤務できることや勤務の免除などの通知を出しました。（道教組ニュース№569参照）
この通知をもとに多くの職場で非常勤職員の勤務について大幅な改善が見られました。通知の趣旨が学校に伝わらず、本人が再三の改善を求めても取り合わなかったり、「非正規だから仕方がない」と諦めてしまっている事例も、組合の働きかけにより、改善されました。

新型コロナウイルス感染拡大予防にともなう 定期大会の延期について

新型コロナウイルス感染拡大予防にともない、道教組定期大会を延期することとしました。下記の通り開催することをめざし、今後の感染状況を見極めて判断します。

- ・6月6～7日の開催（会場は高校センター）をめざし調整します。
- ・道教組執行役員は、次期大会まで現役員体制を継続します。
- ・新年度当初の予算執行について、大会までの間、暫定措置として、提案している予算案にもとづいて執行します。
- ・活動方針案についても、大会決定はしていませんが、大会までの間、暫定的に、議案をもとに活動をすすめます。